

富山県議会議員補欠選挙に対する予算措置について

富山県議会議員補欠選挙実施に係る費用として、令和6年10月1日付けで、次のとおり一般会計補正予算（第4号）の専決処分を行った。

[補正予算の概要]

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 県 支 出 金		5,535,384	24,739	5,560,123
	3 委 託 金	355,695	24,739	380,434
補正されなかった款項に係る額		77,491,973	0	77,491,973
歳 入 合 計		83,027,357	24,739	83,052,096

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		8,470,734	24,739	8,495,473
	4 選 挙 費	54,169	24,739	78,908
補正されなかった款項に係る額		74,556,623	0	74,556,623
歳 出 合 計		83,027,357	24,739	83,052,096

・ 予算に関する専決処分

地方自治法第179条第1項において、法定の事由があるときには、首長（市長）が議会において議決すべき事件を処分（「専決処分」といいます。）することが定められています。今回は、事件の性格上速やかに処置する必要があり、同項の「（首長において）議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき」に該当するため、専決処分を行ったものです。

なお、専決処分については、その処置について議会に報告し、承認を求めなければなりません（同条第3項）。